

**北本市立東小学校  
いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和4年度4月8日  
北本市立東小学校**

## 目 次

はじめに

第1 東小学校基本方針の策定	1
1 学校の基本理念及び責務	
2 策定にあたって	2
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	3
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	3
(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	3
(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	4
2 重大事態への対処	9
(1) 重大事態への対処の流れ	9
(2) 北本市教育委員会又は本校による調査	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	15

＜資料＞ 年間行事予定	
いじめ初期対応マニュアル	
生徒指導レコーディングシート	
教育相談レコーディングシート	

## はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。本校でも、これまでいじめの防止等に向けて様々な取組みを実践してきた。しかし、集団生活の場である学校においては、いじめは、いつでも誰にでも起こりうる可能性を秘めている。特に、児童の言葉遣いが課題として挙げられており、言葉によって発生する児童間のトラブルも少なくない。また、児童の情報機器利用率も増加傾向にあり、オンラインゲーム等の仮想空間での関わりが現実の関わりと関係してしまう等でトラブルが発生したり、情報が不特定多数に拡大して流出することにより、トラブルが深刻化してしまう危険性が高まったりしている。さらに、児童（保護者）を対象として定期的を実施している生活アンケートでは、「学校が楽しくない」との回答もわずかに見られる現状である。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、また、「北本市いじめ防止基本方針」（令和元年7月）が策定され、「北本市いじめ防止対策推進条例」（令和元年10月）が施行されている。

そこで、本校においても、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ未然防止や早期発見・対応・解決を目指し、法第13条の規定に基づき、また、県や市の基本方針を参酌しながら、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「東小学校基本方針」という）を定めることとした。

## 第1 東小学校基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### 1 学校の基本理念及び責務

いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、健全な成長や人格の形成に重要な影響を与え、生命又は身体に危険を生じさせる恐れがあるいじめは、決して許されない行為である。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、教育活動全体を通じていじめの「未然防止」のための対策を図るとともに、保護者や学校関係者との連携を図りながら、いじめの「早期発見」「早期対応」「早期解決」に向けて、学校全体で実効ある対策に全力で取り組んでいく覚悟である。

## 2 策定にあたって

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

留意事項として、

- ① 研修会等において、方針を全教職員に周知し、いじめ防止等の意識や理解の共有を図る。
- ② 方針をホームページ等で公開し、保護者や地域の方々の理解や協力を得る。
- ③ 方針の内容、及び実践について、組織を中心としたPDCAサイクルによる検証見直しを随時（最低年1回以上）行う。

また、「組織の設置」「いじめ防止等に関する事項」「重大事態への対処」については、以下に記す。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「東小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任等の教職員も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて専門的な知識及び経験者として学識経験者、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、北本市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、北本市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、北本市教育委員会のいじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

## (2) いじめの防止等に関する措置

本校は、北本市教育委員会と連携して、いじめの未然防止や早期発見、初期対応（いじめが発生した際の対処）等に当たる。

### ア いじめの未然防止

未然防止の基本として、指導者である教師の存在は重要である。教職員の言動に細心の注意を払うとともに全教育活動を通じて、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全力で取り組む。教育活動における本校の特色ある取組について、以下に記す。

- ① 道徳教育（生命を大切に作る心・態度の育成）
  - ・保護者対象の授業参観日において、年間に1回、全学級で「命を大切に作る」（生命尊重等）内容の授業を公開する。
- ② 人権教育（児童が自主的に取り組む人権意識の育成）
  - ・児童が作成した「いじめをなくそう」等の人権標語を校内に掲示する。
- ③ 特別活動（異年齢交流を通じた人間関係づくり）
  - ・クラブ活動、委員会活動、代表委員会
  - ・ロング集会（縦割りグループで巡るスタンプラリー）（年1回）
  - ・たてわり遊び（年10回） ・たてわり給食（年2回）
- ④ 行事等（学級の絆づくり）
  - ・学級対抗長縄大会【N1グランプリ】の実施（年1回）

## (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③ 教師がいじめの発生に関わっている場合がある。以下の点に十分留意して、指導する。
  - ・教師の不用意な一言が、いじめの発生を許容している場合
  - ・教師の言動が結果的に、いじめの発生を許容している場合
  - ・教師の指導が徹底されず、いじめの土壌を温存させている場合

## (イ) 環境づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、以下のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・児童の気持ちを共感的に受け止める。  
(「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)
  - ・居場所をつくる。  
(「自分の居場所がある、居心地がいい。」)
  - ・見守る。  
(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
  - ・規準を示す。  
(「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」)
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・分かる楽しさを与える。  
(「分かった。」から「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。)
  - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。  
(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- ③ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

## (ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができることから、「わかる授業」「学ぶ喜びを味わわせる授業」を目指した日々の授業改善に努める。

## (エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

## (オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- ①学級活動等を活用して、ネット問題について児童向け講演会を毎年度実施する。また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- ②児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

## イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 「Ts2019」にある「いじめ発見のチェックシート」を活用し、該当する項目があれば生徒（児童生徒）に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (イ) 「Ts2019」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「Ts2019」にある「いじめの取組のチェックシート」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

## ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、次の点に留意して取り組む。

### (ア) いじめている児童（生徒）への指導（「Ts2019」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

### (イ) いじめられている児童への支援（「Ts2019」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。

また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

### (ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

### (エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

### (オ) 学級全体への対応

留意事項を以下に記す。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、正しい行動がとれるように指導する。



- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図ることによって、いじめを許さない資質・能力を育てる。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、**集団意識を高める**て学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) インターネット等でのいじめへの対応

学校は、パソコンや携帯電話、スマートフォン等によりインターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

(ク) **クラブ・委員会**活動におけるいじめへの対応

学校は、**クラブ・委員会**活動内でいじめが発生した場合は、該当**クラブ・委員会**活動の担当教諭にいじめの指導を任せることなく、学校いじめ問題対策委員会等において、組織的に対応する。

(ケ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、北本市教育委員会又は学校いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ・被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を守り通し、その安全・安心を確保するよう努めなければならない。学校いじ

め対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(コ) 北本市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を北本市教育委員会へ速やかに報告する。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、北本市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## (2) 北本市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### ア 重大事態の発生と調査

#### (ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに北本市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、北本市教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、北本市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、(弁護士)、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、北本市教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、北本市教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害さ

れることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

#### ② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

#### (カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、北本市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「**Ts2019**」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

#### （キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## イ 調査結果の提供及び報告

### （ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生ん

だ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど) について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童) 又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、北本市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

#### (イ) 調査結果の報告

調査結果については、北本市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて北本市長に送付する。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、東小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、東小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

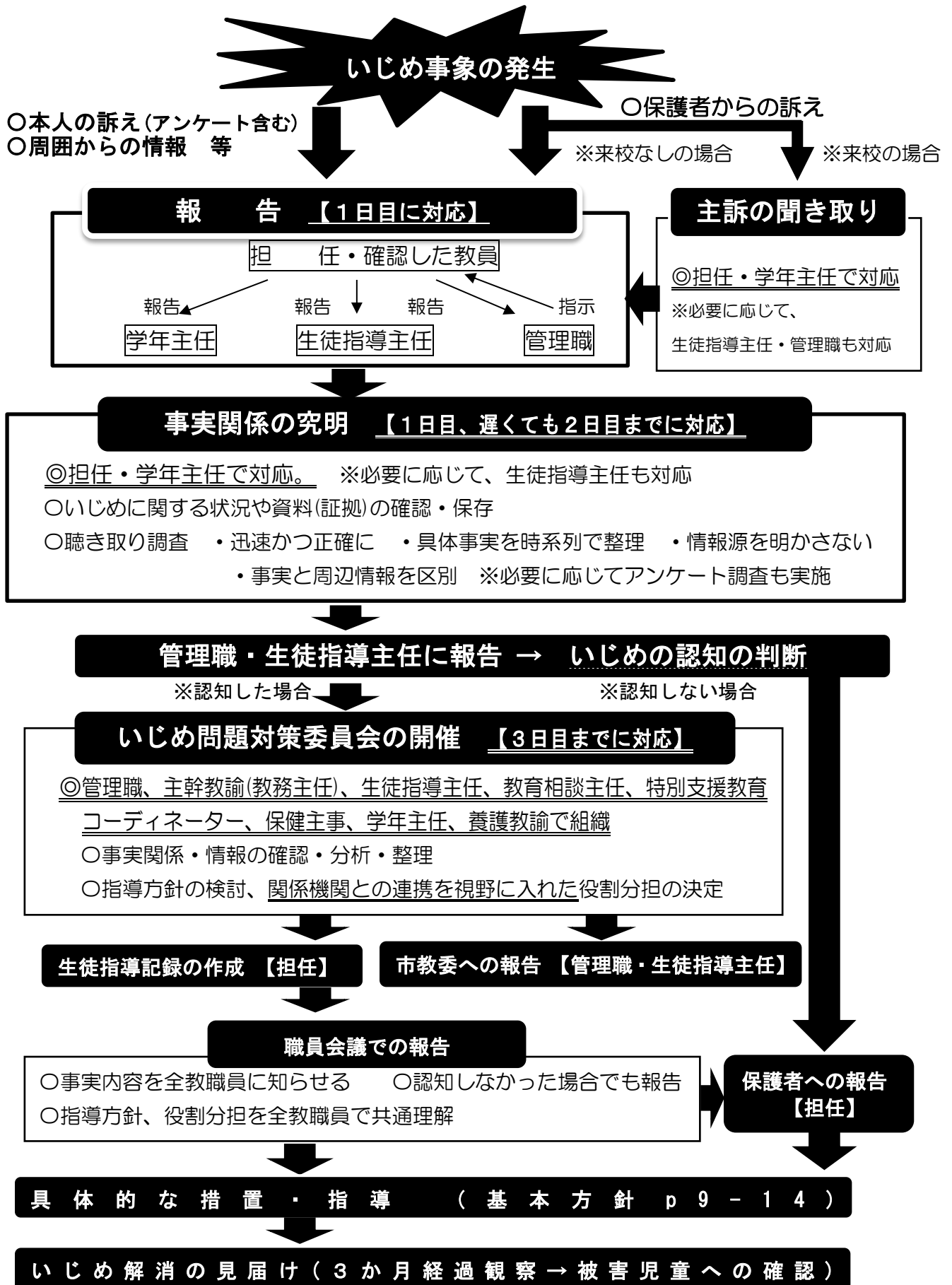
#### <資料>年間行事予定(いじめ防止等関連)

4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li><li>・授業参観・保護者懇談会(全学年)</li><li>・1年生を迎える会(特活部)</li><li>・第1回「なかよしアンケート」実施(児童・保護者対象)</li><li>・<b>第1回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>第1回学校運営協議会・教育活動参観</b></li><li>・青少年のネットモラル啓発講演会(6年生)</li><li>・児童居住地確認</li><li>・学校公開(引き渡し訓練)</li><li>・非行・薬物乱用防止教室</li><li>・第2回「なかよしアンケート」実施(児童・保護者対象)</li><li>・<b>第2回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li></ul>

6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦割り活動開始（毎月実施）</li> <li>・ 民生委員連絡協議会</li> <li>・ 授業参観・保護者懇談会（全学年）</li> <li>・ 授業の工夫改善を図る「研究授業・校内研修」</li> <li>・ 第3回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第3回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第2回学校運営協議会・教育活動参観</b></li> <li>・ 第4回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第4回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校内全体研修会（生徒指導・教育相談・人権教育）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第3回学校運営協議会・教育活動参観</b></li> <li>・ 第5回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第5回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発</li> <li>・ 学校公開</li> <li>・ 第6回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第6回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権標語の校内掲示（いじめ撲滅強調月間の取組）</li> <li>・ 個人面談</li> <li>・ 保護者アンケートの実施</li> <li>・ 第7回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第7回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第4回学校運営協議会・教育活動参観（「学校いじめ防止基本方針」評価）</b></li> <li>・ 第8回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第8回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第9回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第5回学校運営協議会・教育活動参観</b></li> <li>・ 授業参観・保護者懇談会（全学年）</li> <li>・ 第10回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第10回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第11回「なかよしアンケート」実施（児童・保護者対象）</li> <li>・ <b>第11回生徒指導委員会・教育相談委員会</b></li> </ul>



# 北本市立東小学校 いじめ初期対応マニュアル





	校長	教頭	主幹教諭	生徒指導主任	教育相談主任	学年主任	担任
検 印							

## 教育相談レコーディングシート

北本市立東小学校

相談日	年	月	日	記入日	年	月	日	記入者
該当児童	年	組	氏名	男 ・ 女				
相談者	父 ・ 母 ・ ( )							
相談方法	来校 ・ 電話 ・ 家庭訪問 ・ ( )							
相談 対応者	担任 ・ 校長 ・ 教頭 ・ 主幹教諭 ・ 学年担任 (学年主任) 生徒指導主任 ・ 教育相談主任 ・ ( )							
相談内容	学習面 ・ 生活面 ・ 行動面 ・ 友人関係 ・ 家庭生活 その他 ( )							
相談の概要								
相談者の主訴(要望)								
相談者への対応(回答)								
今後の方針								

